

家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン

策定日：令和2年4月1日

改正日：令和3年6月15日

船橋市子育て支援部

1 策定の目的

このガイドラインは、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下同じ。）が、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第33号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する連携協力を行う施設（以下「連携施設」という。）を確保するにあたり、保育所、幼稚園及び認定こども園の設置者と円滑に協議を行えるよう、連携施設に関する要件及び連携協力の内容等に関する船橋市の考え方を示すことにより、家庭的保育事業者等による適切な連携施設の確保並びに各連携施設による卒園児の受け入れに関する統一的な運用を図ることを目的として策定する。

2 連携施設の設定

家庭的保育事業者等は、本ガイドラインにより、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ）を実施する場所（以下「事業実施場所」という）の立地や近隣施設の配置状況等を勘案しながら、連携を希望する施設と自ら協議や調整を行い、『保育内容の支援』、『代替保育の提供』、『卒園児の優先的受入れ』に係る連携施設を確保する。

家庭的保育事業者等が、自ら積極的に連携協力の確保に向けた取組みを行ったにもかかわらず、なお、連携施設の確保が困難な場合は、市は、当該家庭的保育事業者等の求めに応じて、本ガイドラインに基づき、近隣の保育所等の調整を行う。

なお、連携協力の内容に応じて、複数の連携施設を確保することや、連携施設が複数の家庭的保育事業等に対して連携協力を行うことも可能とする。

3 連携施設の要件及び連携協力の具体的内容等

連携施設は、家庭的保育事業等やその在園児が実際に支援を受けられるものでなければならない。そのため、連携協力の内容に応じて、次の（1）～（3）に掲げる要件を満たすことを基本とする。

また、既に確保した連携施設についても、複数年継続して支援を受けられていないなど、連携施設としての実行性が伴っていない場合には、本ガイドラインに基づき、新たな連携施設を適切に確保するものとする。

（1）保育内容の支援（条例第7条第1項第1号）**ア 連携施設の所在地**

保育内容の支援のうち、合同保育や園庭開放など、園児が施設間の移動を伴う際は、園児が日常的に移動可能な距離に連携施設を確保することを基本とするが、近隣に連携協力を得られる施設がないなど、事業実施場所から離れた位置に連携施設を確保せざるを得ない場合には、連携施設によるバス送迎を行うなど、具体的な対策を講じること。

イ 保育内容の支援に係る連携協力の具体的内容

保育内容の支援に係る連携協力の具体的な内容等は下表のとおりとし、下表の項目中、少なくとも1項目以上設定すること。

<具体的な内容等>

項目	内容等
相談・助言	日常の保育業務、個々の在園児に対する保育内容のほか、保護者や家庭への支援等について、連携施設へ相談を行い、助言を受ける。 また、連携施設の職員による巡回支援なども相談・助言の一例として考えられる。
合同保育（行事への参加）	連携施設における定期的（目安として年6回程度）な合同保育（行事への参加も含む）により、3歳児に近い2歳児などに対し、集団保育の機会を確保する。 連携施設で受け入れる予定の家庭的保育事業等の卒園予定児に対して、卒園後に連携施設での生活へ早期に順応できるよう、あらかじめ連携施設の保育に参加する機会を提供することなども、合同保育の一例として考えられる。
園庭開放	家庭的保育事業等の園庭に比べ、広い連携施設の園庭等を定期的に利用（週1回～月数回）することで、運動遊びを通じた園児の健康の増進を図る。
給食	家庭的保育事業等が自園調理を行う場合は、献立の作成に関する助言等の支援を受ける。自園調理を行わない場合は、連携施設で調理した給食を搬入する。 搬入に当たっては、配送時に専用ボックス等を使用するなど衛生面に配慮するとともに、離乳食やアレルギー児、体調不良児等への対応を適切に行う。
健康診断	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じ連携施設と合同で健康診断を行う。（健康診断は少なくとも年2回実施すること。）

ウ 保育内容の支援に係る連携にあたっての留意事項

保育内容の支援に係る連携にあたっては、下表の項目ごとに掲げる内容に留意すること。

<連携にあたっての留意事項>

項目	内容
保育内容の支援を行う際の損害対応	保育内容の支援を行っている際に発生した損害・事故については、あらかじめ協定書において、それぞれの責任区分を明確に規定しておくものとし、当該損害等に備えて、双方が必要に応じて、保

	<p>険（損害の被害者・加害者のいずれも補償する内容）に加入すること。</p>
費用負担	<p>費用負担については、実費の算定が可能なものは、実費弁済を基本とし、そうでないものは、双方協議の上、合理的な額を設定することとし、いずれの場合もあらかじめ協定書において明確に定めておくこと。</p> <p>また、費用の額は、連携の内容ごとに1回あたり、園児1人あたり等の単価を定めることも、一定期間における定額を定めることも可能である。</p> <p>ただし、定額とする場合は、連携の実態が伴わない費用負担とならないよう、確実に支援を受けられるようにすることが望ましい。</p>

(2) 代替保育の提供（条例第7条第1項第2号）

ア 連携施設の所在地

代替保育の提供にあたっては、連携施設において代替保育が提供される場合と、連携施設から職員の派遣を受け、事業実施場所において代替保育が提供される場合があり、いずれによるかは、当事者間の協議により決めるものとする。

ただし、いずれの場合であっても、保護者及び在園児、あるいは連携施設から派遣される職員（以下「代替要員」という。）が適切に移動できる範囲内に連携施設を確保する必要があるため、次の①又は②の要件を満たすことを基本とする。

①連携施設において代替保育が提供される場合

代替保育に係る連携施設は、家庭的保育事業等の在園児の保護者が通常利用すると考えられる交通手段（連携施設が車での送迎を不可とする場合は車を除く）で20分以内に移動できる範囲で確保することを基本とする。

近隣に連携協力を得られる施設がないなど、事業実施場所からそれ以上離れた位置に連携施設を確保せざるを得ない場合には、保護者の送迎に係る負担を考慮し、連携施設によるバス送迎を行うなど、具体的対策を講じること。

②事業実施場所において代替保育が提供される場合

代替保育が必要となった際に、代替要員が事業実施場所に速やかに移動できる範囲内（概ね移動時間が1時間程度の範囲内）に連携施設が立地していること。

イ 代替保育の提供に係る連携協力の具体的内容

代替保育の提供に係る連携協力の具体的な内容等は、下表のとおりとする。

<具体的な内容等>

項目	内容等
代替保育が必要な	代替保育は、例として、次の場合に必要となることが考えられる

<p>場合</p>	<p>が、どのような場合に代替保育を実施するかについて、あらかじめ当事者間で協定書に定めておくことが望ましい。</p> <p>代替保育の提供を受ける必要があることが事前に判明している場合（例：保育者の研修受講等による欠員など）は、協定書で定めるところにより事前に連携施設へ相談すること。</p> <p>《代替保育が必要となる場合の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者の病気、休暇又は研修受講等により保育の提供が一時的に困難になる場合 ・災害等により事業実施場所において保育の受入れ体制が整えられない場合
<p>連携施設が代替保育の提供を拒むことが出来る場合</p>	<p>代替保育を受け入れることにより連携施設側で安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあるなど、受入れ体制が整えられない場合には、連携施設において受入れを拒むことができることとする。</p> <p>ただし、やむをえない合理的な理由がある場合に限るものとし、具体的な内容は、あらかじめ当事者間で協定書に定めておくことが望ましい。</p> <p>《連携施設が受入れを拒む場合の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替保育を受け入れる際に必要となる保育士が連携施設側で配置できない場合 ・代替保育を提供するための代替要員を派遣することにより、連携施設側の本来の業務に支障が生ずる場合 ・連携施設及び家庭的保育事業等の双方又は一方において感染症等が発生し、広がる恐れがある場合 ・通常の保育を超える特別な支援を必要とする園児がおり、当該園児の保育のために適切な人員を配置できない場合 ・連携施設で代替保育を行うことについて家庭的保育事業等の在園児の保護者の同意が得られない場合 ・家庭的保育事業等の在園児の保護者の連絡先やアレルギー情報など、代替保育に必要な情報の提供を受けられない場合 ・家庭的保育事業者等に連携施設としての機能提供に係る費用負担の滞納がある場合

ウ 代替保育の提供に係る連携にあたっての留意事項

代替保育の提供に係る連携にあたっては、下表の項目ごとに掲げる内容に留意すること。

<連携にあたっての留意事項>

項目	内容
代替保育時の損害対応	代替保育を行っている際に発生した損害・事故については、あらかじめ協定書において、それぞれの責任区分を明確に規定しておくも

	<p>のとし、当該損害に備えて、双方が必要に応じて保険（損害の被害者・加害者のいずれも補償する内容）に加入すること。</p> <p>《損害の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の在園児の怪我、病気罹患、誤飲等の事故 ・家庭的保育事業等の在園児による連携施設の在園児、施設、設備等への加害による損害 ・移動中に発生した損害
費用負担	<p>費用負担については、実費弁済を基本とし、あらかじめ協定書において、費用の額を明確に定めておくこと。</p> <p>なお、代替保育は、発生頻度や回数、代替保育を受ける人数などをあらかじめ正確に見込むことが困難であり、費用を定額とした場合、連携の実態が伴わない費用負担となる恐れがあることから、費用の額は、「代替保育を提供する園児1人あたり」や「派遣する代替要員1人あたり」等の単価を定めることが望ましい。</p> <p>代替保育に係る費用は、基本的に家庭的保育事業者等が負担すべきものであることに留意すること。</p>

エ 連携施設の確保の例外について

条例第7条第2項及び第3項に基づき、代替保育の提供に係る連携協力を行う者を確保する場合も、連携施設を確保する場合と同様に上記ア、イ及びウの要件等を満たすこと。

(3) 卒園児の受け入れ（条例第7条第1項第3号）

ア 連携施設の所在地

連携施設は、原則として、市内の施設とすること。

ただし、幼稚園又は認定こども園（1号定員において卒園児を受け入れるものに限る）については、市外の施設であっても当該施設及び施設が所在する市と受け入れに係る合意が図れている場合は、卒園児の受け入れに係る連携施設とすることができる。

なお、卒園児の受け入れに係る連携施設は、家庭的保育事業等を卒園した後の進級先として、保護者が現実的に選択できるものでなければならないことから、事業実施場所から、保護者が通常利用すると考えられる交通手段（連携施設が車での送迎を不可とする場合は車を除く）により、10分以内で移動できる範囲で確保することを基本とする。

近隣に連携協力を得られる施設がないなど、事業実施場所から、それ以上離れた位置に連携施設を確保せざるを得ない場合には、卒園児の保護者の送迎に係る負担が極端に重くならないよう、「船橋市こども送迎センター事業（幼稚園等通園型）実施要綱」を参考に、連携施設への通園をサポートする事業を実施するなど、卒園児の保護者が3歳以上の預け先として現実的に選択できるような何らかの具体的対策を講じること。

イ 卒園児の受け入れに係る連携協力の具体的内容

卒園児の受け入れに係る連携協力を行う連携施設は、優先的利用枠（家庭的保育事業等の

卒園児の保護者が希望した場合に、毎年、他の児童よりも当該卒園児を優先的に受け入れることとする受入れ枠とする。以下同じ。)を設定するものとし、その場合の具体的な内容等は下記のとおりとする。

なお、家庭的保育事業者等は、連携施設において、家庭的保育事業等の2歳児定員と同数かそれ以上の優先的利用枠を確保するものとするが、必ずしも連携施設は1か所に限定する必要はなく、複数の連携施設を確保することにより、必要な優先的利用枠を確保することも可能とする。

<具体的な内容等>

項目	内容等		
連携施設の運営内容	連携施設は、原則として、1日あたり少なくとも10時間以上かつ年間概ね230日の教育または保育の提供が可能であることを基本とする(「船橋市こども送迎センター事業(幼稚園等通園型)実施要綱」に基づく、こども送迎センター事業を実施する場合はこの限りではない)。		
優先的利用枠の利用対象となる児童の決定方法及び決定時期	優先的利用枠の利用対象となる児童の決定方法及びその決定時期は、次の表1のとおりとする。 表1		
	連携施設の種別	決定方法	決定時期
	保育所	市が定める基準日に家庭的保育事業等による保育の提供を受けている児童について、船橋市が定める利用調整基準により、船橋市が決定する。	市が定める時期
	認定こども園	(1) 2号定員で設定される優先的利用枠	
市が定める基準日に家庭的保育事業等による保育の提供を受けている児童について、船橋市が定める利用調整基準により、船橋市が決定する。		市が定める時期	
(2) 1号定員で設定される優先的利用枠			
		連携施設が定める基準日に家庭的保育事業	連携施設が定める時期

		等による保育の提供を受けている児童について、連携施設が定める公平な選考基準に基づき、連携施設が決定する。	ただし、利用対象として決定されなかった児童の保護者が、他の施設の利用の申し込みを行う際に支障のない時期とするよう配慮すること。
	幼稚園	連携施設が定める基準日に家庭的保育事業等による保育の提供を受けている児童について、連携施設が定める公平な選考基準に基づき、連携施設が決定する。	連携施設が定める時期 ただし、利用対象として決定されなかった児童の保護者が、他の施設の利用の申し込みを行う際に支障のない時期とするよう配慮すること。
優先的利用枠の人数	<p>原則として、優先的利用枠は、毎年、家庭的保育事業等の卒園児を確実に受入れることができる人数とし、連携施設は、卒園児の保護者が希望した場合、確実に受け入れられるよう、毎年、受け入れ体制を整えるものとする。</p> <p>優先的利用枠は、協定書にて「毎年、最低〇名」「毎年、〇名以上」と最低人数を定めた上で、年によって優先的に受け入れる上限の人数を変更することも可能とする。この場合、連携施設は、毎年、適切な時期に翌年4月の入園に係る優先的利用枠の人数を決定し、家庭的保育事業者等に報告するものとする。</p>		
優先的利用枠を設定する期間	<p>優先的利用枠の設定は、長期に渡り継続する必要があることから、単年度のみでの協定や、人数の減少、設定の解除などが容易に行えるような協定は適切ではない。</p>		

ウ 卒園児の受け入れ枠に係る連携にあたっての留意事項

卒園児の受け入れ枠に係る連携にあたっては、下表の項目ごとに掲げる内容に留意すること。

<連携にあたっての留意事項>

項目	内容
優先的利用枠の考え方	連携施設は、原則として、優先的利用枠の範囲で家庭的保育事業等の卒園児を受け入れなければならないが、当該卒園児が職員の加配や看護師の配置など、集団保育を実施するにあたり、何等かの特別な支援を必要とする児童である場合については、連携施

	<p>設で受入れが可能な場合に行うものとする。</p> <p>なお、上記理由により、保育所及び認定こども園の2号定員で設定された優先的利用枠において、当該卒園児の受入れが困難な場合は、当該卒園児の保護者の同意の下、当該優先的利用枠によらず、通常の保育所等の利用申込みにおいて利用を調整するものとする。</p>
費用負担	<p>卒園児の受入れに係る連携協力については、原則、費用負担は生じない。</p>

エ 連携施設の確保の例外について

条例第7条第4項及び第5項に基づき、卒園児の受入れに係る連携協力を行う者を確保する場合も、連携施設を確保する場合と同様に上記ア、イ及びウの要件等を満たすこと。

この場合、イ<具体的な内容等>の表中については、幼稚園に関する規定を準用するものとする。

4 協定書の締結と市への届出

家庭的保育事業者等は、当該連携施設（3（2）エ及び（3）エに記載のある「連携協力を行う者」を含む。以下、5，6，7において同じ）を運営する者との間で、書面による協定を締結することとし、当該協定書の写しを添えて、市に届け出ること。なお、家庭的保育事業等と連携施設が同一の運営事業者である場合は、協定の締結は不要であるが、連携内容に関する届出を市に行うこととする。

5 家庭的保育事業者等による利用申込者への説明

家庭的保育事業者等は、船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第32号）第38条第1項の規定により、保育の提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者に対して、連携施設の種類、名称、連携協力の概要などについて、それら重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明し、同意を得ることとされているが、連携施設で設定する連携内容に係る注意事項などについても、できるだけ具体的に記載し、説明を行うこととする。

なお、既に運営を開始している家庭的保育事業等が、新たに連携施設や連携協力の内容を設定した場合には、速やかに在園児の保護者に対して、新たな連携施設の情報及び連携協力の内容等について、同様に説明することとする。

<重要事項説明書に記載することが求められる項目及び内容の例>

- ・連携施設の種類、名称、連携協力の内容
- ・連携施設に提供する場合がある個人情報の内容
- ・連携施設に設定された優先的利用枠の利用を希望する場合の申込みの方法及び注意事項
- ・連携施設に設定された優先的利用枠の利用対象となる児童の決定方法、決定時期及び注意事項

6 既に連携施設を確保している家庭的保育事業等

本ガイドラインの策定前に既に連携施設を確保している家庭的保育事業等については、本ガイドラインを参考に、締結している連携協定等について、適宜、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

7 利用対象年齢に制限のある保育所への準用

利用対象年齢に制限のある保育所についても、当該保育所を卒園後に必要な教育・保育が引き続き提供されるよう、家庭的保育事業等における卒園児の受け入れに係る連携施設と同様に卒園児の優先的な受け入れを行う施設の確保が求められることから、本ガイドラインの「3（3）卒園児の受け入れ」に関する内容を準用し、卒園児の受け入れに関する協力施設を適切に確保するよう努めるものとする。

保育内容の支援に係る連携協力に関する協定書（例）に関する説明、注意事項等

本ひな型は、ガイドラインに基づき作成した例となります。実際に締結する協定書の内容、規定ぶりについては、締結する当事者間で、ガイドラインと本ひな形を参考に協議の上、決定してください。

保育内容の支援に係る連携協力に関する協定書（例）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が運営する〇〇〇園及び乙が運営する●●●園との間において、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力について、次のとおり協定を締結するものとする。

（対象となる施設及び事業の概要）

第1条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。

甲の運営する施設（以下「甲施設」という。）

- 1 名称 〇〇〇園
- 2 所在地 船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号
- 3 施設類型 例) 保育所

乙の運営する事業（以下「乙事業」という。）

- 1 名称 ●●●園
- 2 所在地 船橋市●●町●丁目●番●号
- 3 事業類型 例) 小規模保育事業A型

（保育内容の支援）

第2条 甲施設は、乙事業または乙事業の利用児童に対して、次の各号に掲げる内容について、当該各号に定めるところにより支援を行う。

- (1) 相談及び助言 甲施設は、乙事業における日常の保育業務、個々の利用児童に対する保育内容のほか、保護者や家庭への支援等について、乙事業からの相談に応じ、また、必要に応じて助言を行う。
- (2) 合同保育 甲施設は、乙事業の利用児童に対し、集団保育の機会を提供するため、〔定期的に・毎月●回程度等の頻度を規定〕、甲施設の利用児童と合同の保育（行事への参加を含む）を行う。
- (3) 園庭開放 甲施設は、乙事業に対して、〔定期的に・月●回等の頻度を規定〕、甲施設の屋外遊技場を解放し、屋外活動の機会を提供する。
- (4) 給食提供の支援 甲施設は、乙事業の利用児童への給食提供の支援として、〔献立作成・調理・搬入等の支援の内容を規定〕を行う。
- (5) 健康診断の実施 甲施設は、年●回甲施設の嘱託医により健康診断を乙事業と合同で実施する。

（連携に係る経費の支払い）

第3条 乙事業は、前条に掲げる支援に係る経費を負担するものとし、次の各号に掲げる支援に応じ、当該各号に掲げる額を甲施設に支払うものとする。

- (1) 前条第◆号による支援 年〇〇〇〇円
 - (2) 前条第◇号による支援 月〇〇〇〇円
 - (3) 前条第△号による支援 1回あたり〇〇〇〇円
 - (4) 前条第■号による支援 利用児童1人あたり〇〇〇〇円
- 2 乙事業は、前項に基づき甲施設から経費の請求があったときは、請求があった日から起算して15日以内に支払うものとする。

【説明、注意事項等】

冒頭部分

本ひな型は、条例第7条第1項第1号の『保育内容の支援』に係る連携協力に関する協定を締結することを想定したものです。そのため、それを明確にするにあたり、「条例第7条第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力」とあえて明記しています。同条第1項第2号の「代替保育の提供」、第3号の「卒園児の受入れ」に係る連携協力など複数の連携項目を合わせて一つの協定書で締結することも可能ですが、その場合は、「条例第7条第1項第1号から第3号に掲げる事項に係る連携協力について」など、締結する内容に応じて規定してください。

第2条

ガイドライン(1)イを参考に、具体的な内容を甲乙間にて事前に取り決め、各号を規定してください。

第3条

連携経費の額は、支援の内容ごとに1回あたり、園児1人あたり等の単価を定めることも可能です。一定期間の定額を定める場合は、連携の実態が伴わない費用負担となることのないよう、一定の頻度で確実に支援を受けられる場合に設定するのが望ましいです。

(第三者委託の禁止)

第4条 甲は、第2条に掲げる支援(第4号及び第5号を除く)を行う業務を甲施設以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事故への対応)

第5条 第2条に掲げる支援を行う業務において、甲施設又は乙事業の利用児童に事故等があったときは、原則として、それぞれの利用児童が在籍する施設において責任を負うものとする。

2 乙事業の利用児童が、甲施設から第2条に掲げる支援を受けるために移動する際は、安全に移動するために十分に監督できる職員を乙事業が配置することとし、当該移動中に生じた事故等に関しては、原則として、乙事業において責任を負うものとする。

(効力の期間)

第6条 本協定の効力は、締結した日より1年間とし、甲乙いずれかから特段の申し出がない場合を除き、更に1年間自動更新し、以後も同様とする。

2 甲乙いずれかの都合により、やむを得ず本協定を変更または解除する場合は、乙事業に在籍する児童及びその保護者に最大限配慮して、適用の時期その他の対応について、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲と乙は、この協定の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和**年**月**日

甲 ◇◇市△△町□丁目□番□号
(法人名) ○○○○
(代表者職氏名) ○○ ○○ 印

乙 ◆◆市▲▲町■丁目■番■号
(法人名) ●●●●
(代表者職氏名) ●● ●● 印

第4条

第2条各号の支援のうち、第4号及び第5号の支援を設定しない場合は、左記()を削除してください。

第5条

左記にかかわらず、保育内容の支援を受ける際や児童の移動中に発生した事故等に備えて、あらかじめ、甲乙協議の上で、できるだけ責任の区分を明確化し、必要に応じて内容を規定してください。

第6条

連携施設の設定は、家庭的保育事業等の認可の要件となっているため、短期間で効力を失うものは適当ではありません。実際の効力の期間や更新に関する扱いは、甲乙間にて取り決め、一方的に変更や解除ができるような表現は避け、やむを得ず変更等が必要な場合にも、影響が最小限となるよう、適用時期等について、甲乙が協議できる内容とすることが求められます。

代替保育の提供に係る連携協力に関する協定書（例）に関する説明、注意事項等

本ひな型は、ガイドラインに基づき作成した例となります。実際に締結する協定書の内容、規定ぶりについては、締結する当事者間で、ガイドラインと本ひな形を参考に協議の上、決定してください。

代替保育の提供に係る連携協力に関する協定書（例）	【説明、注意事項等】
<p>〇〇〇〇（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が運営する〇〇〇園及び乙が運営する●●●園との間において、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力について、次のとおり協定を締結するものとする。</p>	<p>冒頭部分 本ひな型は、条例第7条第1項第2号の『代替保育の提供』に係る連携協力に関する協定を締結することを想定したものです。そのため、それを明確にするにあたり、「条例第7条第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力」とあえて明記しています。同条第1項第1号の「保育内容の支援」、第3号の「卒園児の受入れ」に係る連携協力など複数の連携項目を合わせて一つの協定書で締結することも可能ですが、その場合は、「条例第7条第1項第1号から第3号に掲げる事項に係る連携協力について」など、締結する内容に応じて規定してください。</p>
<p>（対象となる施設及び事業の概要） 第1条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。</p>	
<p>甲の運営する施設（以下「甲施設」という。）</p> <ol style="list-style-type: none">1 名称 〇〇〇園2 所在地 船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号3 施設類型 例) 保育所	
<p>乙の運営する事業（以下「乙事業」という。）</p> <ol style="list-style-type: none">1 名称 ●●●園2 所在地 船橋市●●町●丁目●番●号3 事業類型 例) 小規模保育事業A型	
<p>（代替保育の提供） 第2条 代替保育の提供の方法により、次のいずれかのように規定</p>	<p>第2条 代替保育の提供に係る支援については、支援を受ける場所により、左記を参考に規定してください。</p>
<p>＜連携施設において代替保育を提供することとする場合＞ 第2条 甲施設は、乙事業が職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することができない場合に、乙事業の利用児童を甲施設で受け入れ、乙事業に代わって保育を提供するものとする。</p>	
<p>＜乙事業の事業実施場所において代替保育を提供することとする場合＞ 第2条 甲施設は、乙事業が職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することができない場合に、乙事業が保育を提供するために必要な代替職員を派遣するものとする。</p>	
<p>＜連携施設または乙事業の事業実施場所のどちらかで代替保育を提供することとする場合＞ 第2条 甲施設は、乙事業が職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することができない場合に、次の各号いずれかの方法により、乙事業に代わって保育を提供するものとする。 (1) 乙事業の利用児童を甲施設で受け入れ、乙事業に代わって保育を提供する。 (2) 乙事業が保育を提供するために必要な代替職員を派遣する。</p>	
<p>（代替保育の提供を拒む場合） 第3条 前条にかかわらず、次の各号に該当する場合は、甲施設は、代替保育の提供を拒むことができるものとする。</p>	<p>第3条 ガイドライン（2）イ<具体的な内容及び水準等</p>

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和**年**月**日

甲 ◇◇市△△町□丁目□番□号
(法人名) ○○○○
(代表者職氏名) ○○ ○○ 印

乙 ◆◆市▲▲町■丁目■番■号
(法人名) ●●●●
(代表者職氏名) ●● ●● 印

卒園児の優先的受入れに係る連携協力に関する協定書（例）に関する説明、注意事項等

本ひな型は、ガイドラインに基づき作成した例となります。実際に締結する協定書の内容、規定ぶりについては、締結する当事者間で、ガイドラインと本ひな型を参考に協議の上、決定してください。

卒園児の優先的受入れに係る連携協力に関する協定書（例）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が運営する〇〇〇保育園及び乙が運営する●●●●保育園との間において、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力について、次のとおり協定を締結するものとする。

（対象となる施設及び事業の概要）

第1条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。

甲の運営する施設（以下「甲施設」という。）

- 1 名称 〇〇〇園
- 2 所在地 船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号
- 3 施設類型 例) 保育所

乙の運営する事業（以下「乙事業」という。）

- 1 名称 ●●●園
- 2 所在地 船橋市●●町●丁目●番●号
- 3 事業類型 例) 小規模保育事業

（卒園児の優先的利用枠）

第2条 甲施設の施設類型により、次のいずれかのように規定

<幼稚園の場合>

- 第2条 甲は、乙事業の卒園児（●月●日現在において乙事業に在籍する児童で、翌3月末日に卒園を予定する児童をいう。以下同じ。）が、甲施設を就学前まで利用することができる枠（以下「優先的利用枠」という。）を毎年度（最低●名分 or ●名分以上）確保する。
- 2 甲は、毎年●月月末までに前項で定めた優先的利用枠の人数もしくはそれ以上の受入れ可能人数を乙へ報告する。
 - 3 乙は、毎年●月月末までに甲施設への入園を希望する卒園児の数を調査し、甲へ報告する。
 - 4 甲は、前項の報告に対し、翌年度4月の受け入れに係る優先的利用枠の人数を確定し、その後の人数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りでない。
 - 5 甲は、乙事業の卒園児の保護者が優先的利用枠に基づき、甲施設への入園を希望した場合には、あらかじめ明示した選考基準により、利用を決定し、●月末日までに保護者に通知する。

<保育所の場合>

- 第2条 甲は、乙事業の卒園児（船橋市が定める基準日に乙事業に在籍する児童で、翌3月末日に卒園を予定する児童をいう。以下同じ。）が、甲施設において、優先的に保育を利用することができる枠（以下「優先的利用枠」という。）を毎年度（最低●名分 or ●名分以上）確保する。
- 2 甲及び乙は、乙事業の卒園児の保護者が、前項の優先的利用枠の利用を希望した場合の利用の調整を船橋市に一任する。

【説明、注意事項等】

冒頭部分

本ひな型は、条例第7条第1項第3号の『卒園児の優先的受入れ』に係る連携協力に関する協定を締結することを想定したものです。そのため、それを明確にするにあたり、「条例第7条第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力」とあえて明記しています。同条第1項第1号の「保育内容の支援」、第2号の「代替保育の提供」に係る連携協力など複数の連携項目を合わせて一つの協定書で締結することも可能ですが、その場合は、「条例第7条第1項第1号から第3号に掲げる事項に係る連携協力について」など、締結する内容に応じて規定してください。

第2条

優先的利用枠を設定する甲施設の種別に応じて、左記を参考に規定してください。

なお、いずれの施設の場合でも、「優先的利用枠」は、「最低●名分」あるいは、「●名分以上」のように最低人数を規定してください。（確定的に「●名分」と規定することも可能です。ただし、甲施設が、保育所または認定こども園であり、2号定員で優先的利用枠を設定する場合、確定的に規定した人数より多く優先受入れをしたいといったときには、市が利用を調整するにあたり、協定の変更を求める場合があります。）

最大●名分、●名分以下といったように、最大人数を規定して、確実に確保される最低人数が判然としない表現は避けてください。

<不適切な例>

「原則3人以上確保する。ただし、毎年の在園児の入所状況により、3人を下回る場合がある。」

<認定こども園（1号定員）の場合>

第2条 甲は、乙事業の卒園児（●月●日現在において乙事業に在籍する児童で、翌3月末日に卒園を予定する児童をいう。以下同じ。）が、甲施設を就学前まで利用することができる枠（以下「優先的利用枠」という。）を1号定員において、毎年度（最低●名分 or ●名分以上）確保する。

- 2 甲は、毎年●月末までに前項で定めた優先的利用枠の人数もしくはそれ以上の受入れ可能人数を乙へ報告する。
- 3 乙は、毎年●月末までに甲施設への入園を希望する卒園児の数を調査し、甲へ報告する。
- 4 甲は、前項の報告に対し、翌年度4月の受け入れに係る優先的利用枠の人数を確定し、その後の人数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りでない。
- 5 甲は、乙事業の卒園児の保護者が優先的利用枠に基づき、甲施設への入園を希望した場合には、あらかじめ明示した選考基準により、利用を決定し、●月末日までに保護者に通知する。

<認定こども園（2号定員）の場合>

第2条 甲は、乙事業の卒園児（船橋市が定める基準日に乙事業に在籍する児童で、翌3月末日に卒園を予定する児童をいう。以下同じ。）が、甲施設において、優先的に保育を利用することができる枠（以下「優先的利用枠」という。）を2号定員において、毎年度（最低●名分 or ●名分以上）確保する。

- 2 甲及び乙は、乙事業の卒園児の保護者が、前項の優先的利用枠の利用を希望した場合の利用の調整を船橋市に一任する。

（甲及び乙の責務）

第3条 甲は、乙事業の卒園児の保護者が希望した場合には、前条第1項で定める優先的利用枠の人数の卒園児を甲施設で確実に受入れできるよう、毎年度受入れ体制を整えるものとする。

- 2 乙は、乙事業の利用を希望する保護者に対し、あらかじめ、本協定に基づく甲施設の優先的利用枠の人数及び優先的利用枠の利用に関して必要な事項について、船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第32号）第38条第1項の重要事項を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（情報の提供等）

第4条 乙は、優先的利用枠の利用が決定した乙事業の卒園児を甲施設が円滑に受入れできるよう努めるものとし、甲施設の求めに応じて、当該卒園児の保育に必要な情報（当該卒園児の保護者に事前に同意を得たものに限る。）を提供するものとする。

（効力の期間）

第5条 本協定の効力は、締結した日より1年間とし、甲乙いずれかから特段の申し出がない場合を除き、更に1年間自動更新し、以後も同様とする。

- 2 甲乙いずれかの都合により、やむを得ず本協定を変更または解除する場合は、乙事業に在籍する児童及びその保護者に最大限配慮して、適用の時期その他の対応について、甲乙協議の上、決定するものとする。

（信義誠実の原則）

第6条 甲と乙は、この協定の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行す

認定こども園で優先的利用枠を設定する場合は、1号定員で設定するのか、2号定員で設定するのかを明確にし、それぞれの内容で規定する必要があります。

第3条第2項

優先的利用枠を設ける側である甲施設として、あらかじめ、乙事業に入園を希望する保護者に対して周知しておきたい事項などがあれば、それを乙に伝え、乙が甲に代わり、乙事業の入園希望者に対して、重要事項説明書を通じて説明し、同意をとることを想定しています。

具体的な説明内容等については、当事者間で協議して決定してください。

第5条

ガイドライン4(3)のとおり、優先的利用枠の設定は、長期的な継続性が求められることから、一方的に変更や解除ができるような表現は避け、やむを得ず変更等が必要な場合にも、第2項にあるとおり、影響が最小限となるよう、適用時期等について、甲乙が協議できる内容とすることが求められます。

るものとする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和**年**月**日

甲 ◇◇市△△町□丁目□番□号

(法人名) ○○○○

(代表者職氏名) ○○ ○○

印

乙 ◆◆市▲▲町■丁目■番■号

(法人名) ●●●●

(代表者職氏名) ●● ●●

印